

# 青森県報

号外第二十九号

平成十七年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… ( 人 事 課 ) ……

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び室」を削り、

「第七目 県土整備部各課の分掌事務(第十六条)

第七目の二 特別対策局の室の分掌事務(第十六条の二)」を

「第七目 県土整備部各課の分掌事務(第十六条)

「第十六条の二の二」を「第十六条の二」に、「第三十四条の二」を「第三十四

条」に、「職員診療所」を「削除」に、「身体障害者更生相談所」を「障害者相談セン

第三条中「青森県部等設置条例」を「青森県部設置条例」に、「局並びにこれら

を「部」に改め、「及び室」を削る。

第七条の見出しを「(部)」に改め、同条中「青森県部等設置条例」を「青森県部

設置条例」に改め、「及び局」及び「特別対策局」を削る。

第八条の見出しを「(課及びグループ)」に改め、同条第一項中「部及び局」を

「部」に、「課及び室」を「課」に改め、同項の表中「部及び局名」を「部名

に、「課及び室名」を「課名」に改め、同表総務部の項中「税務課」の下に、「市町

村振興課」を加え、同表企画政策部の項中「市町村振興課」を削り、同表商工労働

部の項中「経営振興課」を「経営支援課」に改め、同表農林水産部の項中「総合販売

戦略課」の下に、「食の安全・安心推進課」を加え、「食の安全・安心推進室」を

削り、同表特別対策局の項を削る。

第二章第二節第一款の款名中「及び局」を削る。

第十条の見出し中「及び局」を削り、同条中「部及び局の所掌事務」を「部の所掌

事務」に、「青森県部等設置条例」を「青森県部設置条例」に改め、同条の総務部の

項の第四号中「他の部及び局」を「他部」に改め、同号を同項の第五号とし、同項の

第三号の次に次の一号を加える。

四 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

第十条の企画政策部の項の第五号を次のように改める。

五 広報及び広聴に関する事項

第十条の特別対策局の項を削る。

第二章第二節第二款の款名中「及び室」を削る。

第十一条の財政課の項の第五号中「各課室」を「各課」に改め、同条の人事課の項

の第十五号中「及び職員診療所」を削り、同条の税務課の項中第六号を削り、第五号

を第六号とし、第四号を第五号とし、同項の第三号中「特別とん譲与税」及び「

自動車重量譲与税」を削り、「こと」の下に「(所得譲与税、地方道路譲与税及び航

空機燃料譲与税に関する事務にあつては、市町村に係るものを除く。)」を加え、同

号の次に次の一号を加える。

四 国有資産等所在都道府県交付金に関すること。

第十一条の税務課の項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十

一号を削り、同項の次に次のように加える。

市町村振興課

一 市町村の行政、財政及び税政に係る助言等に関すること。

二 市町村の廃置分合及び境界変更に関する事。  
 三 市町村の区域内の町及び字の区域の新設、廃止及び変更並びに町及び字の名称の変更に関する事。

四 住居表示に関する事。

五 新たに生じた土地の確認に関する事。

六 市町村の振興計画の策定及び広域行政に関する事。

七 市町村職員共済組合の監督に関する事。

八 市町村の地方交付税に関する事。

九 市町村の起債に関する事。

十 国有資産等所在市町村交付金に関する事。

十一 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事。

十二 所得譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税に関する事（所得譲与税、地方道路譲与税及び航空機燃料譲与税に限る。）。

十三 自衛官の募集及び自衛隊への工事等の委託に係る事務に関する事。

十四 住民基本台帳に関する事。

十五 市町村が設立する土地開発公社に関する事。

十六 市町村の公営企業に関する事。

十七 特別地方公共団体にに関する事。

十八 コミュニティに関する事（他課の分掌に係る事務を除く。）。

十九 地域振興に係る施策の企画、立案及び調整に関する事。

二十 長期的な水の需給に係る基礎的調査及び計画の策定に関する事。

二十一 雪対策の総合的企画、調整及び連絡に関する事。

二十二 豪雪地帯対策に関する事。

二十三 津軽地域の開発計画の策定及び推進に関する事。

二十四 下北地域の開発計画の策定及び推進に関する事。

二十五 地方行政連絡協議会に関する事。

二十六 三沢航空科学館に関する事。

二十七 固定資産評価審議会、個人情報保護審査会及び自治紛争処理委員に関する事（個人情報保護審査会に関する事務中市町村振興課の分掌に係る事務に限る。）。

第十一条の防災消防課の項の第十三号中「及び石油コンビナート等防災本部を」

石油コンビナート等防災本部及び国民保護協議会」に改める。

第十一条の二の政策調整課の項の第一号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 構造改革の総括に関する事。

第十一条の二の政策調整課の項中第十号を第十六号とし、第九号の次に次の六号を加える。

十 地方分権の推進に関する事。

十一 県行政の広報及び広聴に関する事。

十二 広報及び広聴の総合的企画及び連絡調整に関する事。

十三 県行政に係る相談に関する事。

十四 政府委託広報に関する事。

十五 報道機関との連絡に関する事。

第十一条の二の企画課の項の第五号を次のように改める。

五 行政評価に関する事。

第十一条の二の企画課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条の市町村振興課の項を削り、同条の新幹線・交通政策課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 新幹線開業効果の活用に関する事。

第十一条の二の情報システム課の項の第四号中「室並びに」を削る。

第十二条の県民生活政策課の項の第一号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同項の第三号中「及び室」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項の第二十二号中「景観形成審議会」を削り、同号を同項の第二十一号とし、同項の第二十三号を同項の第二十二号とする。

第十三条の健康福祉政策課の項の第一号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同項の第十九号中「及び社会福祉研修所」を「社会福祉研修所、養護老人ホーム、知的障害児施設及び知的障害者総合福祉センター」に改め、同条の医療業務課の項の第九号中「医療用具」を「医療機器」に改め、同条の高齢福祉保険課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同条の障害福祉課の項の第十号を同項の第十一号とし、同項の第九号中「知的障害児施設、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所」を「障害者相談センター」に改め、「知的障害者総合福祉センター」を削り、同号を同項の第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号

の次に次の一号を加える。

七 発達障害者支援に関すること。

第十三条の二の商工政策課の項の第一号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同項の第十二号中「中小企業振興審議会及び」を削り、同条の経営振興課の項中「経営振興課」を「経営支援課」に改め、同条の工業振興課の項の第五号から第十号までを削り、同条の新産業創造課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 ナノテクノロジーの普及及び支援に関すること。

第十三条の二の資源エネルギー課の項に次の四号を加える。

十一 鉱業の振興計画に関すること。

十二 鉱業権の設定出願の協議に関すること。

十三 休廃止鉱山に係る鉱害防止の工事に関すること。

十四 地下資源の開発調査に関すること。

第十三条の三の観光推進課の項の第一号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、同条の文化振興課の項に次の一号を加える。

八 青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）の管理に関すること。

第二章第二節第二款第六目の目名中「及び室」を削る。

第十四条の見出し中「及び室」を削り、同条中「各課及び室」を「各課」に改め、同条の農林水産政策課の項の第十一号を次のように改める。

十一 農業経営の改善指導に関すること。

第十四条の農林水産政策課の項の第十五号中「及び室」を削り、同号を同項の第十六号とし、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項の第十二号中「農産園芸課、食の安全・安心推進室」を「食の安全・安心推進課、農産園芸課」に、「収入命令」を「収入通知」に改め、同号を同項の第十三号とし、同項の第十一号の次に次の一号を加える。

十二 普及指導員の普及指導活動に係る総合的な企画及び調整に関すること。

第十四条の総合販売戦略課の項に次のように加える。

食の安全・安心推進課

一 食の安全・安心の推進に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。

二 農林水産物の安全性に係る知識の普及に関すること。

三 病害虫の防除に関すること。

四 肥料及び農薬の需給及び取締りに関すること。

五 環境と調和した農業の推進に関すること。

第十四条の構造政策課の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、同条の畜産課の項の第十五号中「医療用具」を「医療機器」に改め、同条の林政課の項の第二十一号及び同条の農村整備課の項の第二十五号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同条の水産振興課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項の第二十一号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同号を同項の第二十号とし、同項の第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条の食の安全・安心推進室の項を削る。

第十六条の監理課の項の第一号中「ものを除く。」の下に「及び収入通知」を加え、同条の都市計画課の項の第十号中「こと」の下に「（文化振興課の分掌に係る事務を除く。）」を加え、同項の第十八号中「及び都市計画審議会」を「都市計画審議会及び景観形成審議会」に改め、同号を同項の第十九号とし、同項の第十七号を同項の第十八号とし、同項の第十六号中「柳町駐車場」を「県営柳町駐車場及び県営駐車場」に改め、同号を同項の第十七号とし、同項の第十五号の次に次の一号を加える。

十六 景観形成に関すること。

第二章第二節第二款第七目の二を削り、同款第八目中第十六条の二を第十六条の二とする。

第十七条の二の出納課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条の二を第十九条の二の二とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（行政改革・危機管理監）

第十九条の二 総務部に行政改革・危機管理監を置く。

2 行政改革・危機管理監は、行政改革に関する事項及び危機管理対策に関する事項を総括整理する。

第二十条第二項中「秘書課」の下に「市町村振興課」を加え、同条第三項中「企画課」を削り、「市町村振興課」を「企画課」に改め、同条第五項中「医療業務課及び保健衛生課」を「こどもみらい課及び障害福祉課」に、「高齢福祉保険課、こどもみらい課及び障害福祉課」を「医療業務課、保健衛生課及び高齢福祉保険課」に改め、同条第六項中「経営振興課」を「経営支援課」に改め、同条第八項中「団体経営

改善課、畜産課、林政課及び食の安全・安心推進室」を「食の安全・安心推進課、団体経営改善課、構造政策課、農産園芸課及びりんご果樹課」に、「構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課」を「畜産課、林政課」に改める。

第二十條の四を次のように改める。

(農林水産振興企画監)

第二十條の四 農林水産部に農林水産振興企画監を置く。

2 農林水産振興企画監は、農林水産業の振興に関する事項を総括整理する。

第二十二條の二を削り、第二十三條を第二十二條の二とし、同條の次に次の一條を加える。

(サブリーダー)

第二十三條 課のグループに必要なに応じサブリーダーを置く。

2 サブリーダーは、上司の命を受け、グループリーダーの補助的事務に従事し、グループの事務を整理する。

第二十三條の二から第二十三條の五までの規定中「及び室」及び「又は室」を削る。

第二十三條の六及び第二十四條中「及び室」を削る。

第二十四條の五から第二十四條の十二までを削る。

第二十五條の三の次に次の一條を加える。

第二十五條の三の二 出納局の課のグループに必要なに応じサブリーダーを置く。

2 サブリーダーは、上司の命を受け、グループリーダーの補助的事務に従事し、グループの事務を整理する。

第二十八條第一項第五号を次のように改める。

五 障害者相談センター

第二十八條第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、同條第三項中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を削り、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 知的障害児施設

十一 知的障害者総合福祉センター

第二十八條第四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十四條の二を削る。

第三章第二節第一款第四目を次のように改める。

第四目 削除

第三十五條及び第三十六條 削除

第五十八條第二項第十一号中「医療用具」を「医療機器」に改める。

第三章第二節第三款第十目及び第十一目を次のように改める。

第十目 障害者相談センター

(所掌事務)

第九十條 障害者相談センターは、身体障害者福祉法第十一條第二項及び第三項に規定する身体障害者の福祉に関する事務並びに知的障害者福祉法第十二條第二項及び第三項に規定する知的障害者の福祉に関する事務のほか、戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者に係る相談に関する事務を所掌する。

(名称及び位置)

第九十一條 障害者相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名            | 称 | 位   | 置 |
|--------------|---|-----|---|
| 青森県障害者相談センター |   | 弘前市 |   |

第十一目 削除

第九十二條及び第九十三條 削除

第九十九條の四第一項の表及び第九十九條の七第一項の表中「岩崎村」を削る。

第九十九條の八中「第十五條の二」を「第十二條第二項及び第三項」に改める。

第一百一條第一項中「農林畜水産業」の下に「家畜衛生」を加え、同條第二項を次のように改める。

2 東地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所は、前項に規定する事務のほか、漁港に関する事務を所掌する。

第二百二條第一項の表中北地方農林水産事務所の項を削り、「西地方農林水産事務所」を「西北地方農林水産事務所」に、「つがる市、西津軽郡」を「五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡」に改め、同條第二項の表三戸地方農林水産事務所の項中「上北町」を削り、同表北地方農林水産事務所の項を削り、同表上北地方農林水産事務所項の項中「天間林村」を削り、同表西地方農林水産事務所の項を次のように改める。

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 西北地方農林水産事務所 | 五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡 |
|-------------|----------------------|

第二百二条第三項の表中「西地方農林水産事務所」を「西北地方農林水産事務所」に改め、同条第四項の表西地方農林水産事務所の項を次のように改める。

西北地方農林水産事務所 五所川原市、つがる市、西津軽郡、中泊町

第二百五条を削る。

第二百五条の二第一項の表中「西地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所」を「西北地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所」に改め、同条を第二百五条とする。

第六十六条第一項中「農林水産事務所」を「東地方農林水産事務所」に改め、同項の表西地方農林水産事務所鱒ヶ沢地方水産業改良普及所の項を削る。

第七十七条第一項の表三戸地方農林水産事務所八戸水産事務所の項中「上北町」を削り、同表に次のように加える。

西北地方農林水産事務所 西津軽郡 五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津鱒ヶ沢水産事務所 鱒ヶ沢町 軽郡

第七十七条の二第一項の表中「西地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所」を「西北地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所」に、「つがる市」を「五所川原市、つがる市」に、「市浦村、小泊村」を「中泊町」に改める。

第八十八条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第九十九条の表中「青森市」を「黒石市」に改める。

第一百三十条第一項の表中「下北郡大畑町」を「むつ市」に改める。

第二百二十九条の表中「青森県総合運動公園の施設の建設及び管理」を「青森県総合運動公園の施設の建設」に改める。

第二百二十一条の表の弘前県土整備事務所遠部・久吉ダム管理所の項を削る。

第二百二十四条第一号中「管理（技術的管理を除く）」を「建設及び管理」に改める。

第二百三十七条第一項中「自治研修所」を削る。

第二百四十条に次の一項を加える。

3 第五十七条第一項及び第二項、第六十一条第二項、第六十七条第四項及び第六項、第七十一条第三項及び第四項、第九十五条の二第二項及び第三項、第一百零一条第一項及び第二項、第一百三十三条第三項、第一百四十四条第三項及び第四項、第一百六十六条第三項、第一百七十七条第三項及び第四項、第一百八十八条第三項及び第四項、第一百九十九条第三項及び第四項、第二百二十二条第一項及び第二項、第二百二十四条第三項、第二百五十五条第

三項、第二百二十八条第一項、第三十條第三項、第三十一条第三項及び第四項並びに第二百三十七条第一項の規定により内部組織を置く出先機関の当該内部組織（健康福祉こどもセンターの保健部、福祉部及びこども相談部を除く。）に、前二項に規定するもののほか、必要に応じ、室を置く出先機関にあつては副室長を、課を置く出先機関にあつては副課長を、班を置く出先機関にあつては副班長を、科を置く出先機関にあつては副科長を、部を置く出先機関にあつては副部長を、センターを置く出先機関にあつては副所長を、局を置く出先機関にあつては副局長を置く。第二百四十一条に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定により置かれる職にある職員は、上司の命を受け、当該室、課、班、科、部、センター又は局の補助的事務に従事し、当該室、課、班、科、部、センター又は局の事務を整理する。

第二百四十五条第一項の表中「青森県中小企業振興審議会」を削る。

別表第一中

|         |   |
|---------|---|
| 企画調整報道監 | 部内の重要な施策の推進に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。 |
| 財政改革企画監 | 財政改革の推進に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。     |

を

企画調整報道監 部内の重要な施策の推進に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。

に改め、総務部税

務課の項を削り、

|         |  |
|---------|--|
| 土木工事検査監 | 土木工事の検査及び特に命ぜられた事務に従事するとともにその計画及び調整に当たる。 |
|---------|--|

を

|           |   |
|-----------|---|
| 建築工事総括検査監 | 建築工事の検査及び特に命ぜられた重要な事務に従事するとともにその計画及び調整に当たる。 |
| 土木工事検査監   | 土木工事の検査及び特に命ぜられた事務に従事するとともにその計画及び調整に当たる。    |

に、

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 企画政策部 企画調整報道監 | 企画政策部 企画調整課 企画調整報道監 |
|---------------|---------------------|

を

に改める。

別表第二守衛長の項の次に次のように加える。

|         |
|---------|
| 政策調整課   |
| 行政評価企画監 |
| 企画政策部   |
| 行政評価企画監 |

|      |   |
|------|---|
| 車庫長  | 自動車運転業務(以下「運転業務」という。)を掌理し、所属の技能技師(運転業務に従事する者に限る。)を指揮監督する。 |
| 副車庫長 | 車庫長の補助的業務に従事し、所属の運転業務を整理する。                               |

別表第三青森県自治研修所の項中、「課長」及び「課長補佐」を削り、同表青森県職員診療所の項を削り、同表青森県原子力センターの項中「次長」の下に、「研究調整監」を加え、同表中「青森県身体障害者更生相談所」を「青森県障害者相談センター」に改め、青森県知的障害者更生相談所の項を削り、同表青森県立あすなろ学園の項中「次長」の下に、「科長」を加え、同表県外情報センターの項中「青森県福岡情報センターを除く」を「青森県北海道情報センター及び青森県名古屋情報センターに限る」に改め、同表青森県工業総合研究センターの項中「総括研究管理監」の下に「研究調整監」を加え、「弘前地域技術研究所副所長」を削り、同表農林水産事務所の項中「下北地方農林水産事務所にあつては」を「西北地方農林水産事務所にあつては三人、下北地方農林水産事務所にあつては」に、「北地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所」を「上北地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所」に改め、「地域農業改良普及センター所長」及び「(北地方農林水産事務所を除く。)」を削り、「東地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所」を「東地方農林水産事務所」に、「三戸地方農林水産事務所及び下北地方農林水産事務所」を「三戸地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所」に、「下北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所」を「下北地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所」に改め、同表青森県ふるさと食品研究センターの項中「研究調整監」及び「農産物加工指導センター次長」を削り、同表県土整備事務所の項中「次長」の下に「(弘前県土整備事務所にあつては、二人)」を加え、同表各出先機関共通の項中

総括副参事

総括主幹

を

副参事  
総括主幹

に改める。

別表第四第一号の表課長の項及び課長補佐の項を削り、同表中

|                |   |         |
|----------------|---|---------|
| 三 沢 校 長        | を | 三 沢 校 長 |
| 地域農業改良普及センター所長 | を | 三 沢 校 長 |

|               |   |              |
|---------------|---|--------------|
| 弘前地域技術研究所副所長  | を | 八戸地域技術研究所副所長 |
| 八戸地域技術研究所副所長  | を | 八戸地域技術研究所副所長 |
| 農産物加工指導センター次長 | を | 八戸地域技術研究所副所長 |

め、別表第四第三号中「総括主幹」を「総括副参事、副参事、総括主幹」に改め、同号の表中

|         |   |          |
|---------|---|----------|
| 総 括 主 幹 | を | 副参事、総括主幹 |
|---------|---|----------|

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 総 括 副 参 事 | 特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務を総括整理する。 |
| 副 参 事     | 特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務を整理する。   |
| 総 括 主 幹   | 特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務に従事する。   |

改め、別表第四第四号の表次長の項の次に次のように加える。

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 総 括 副 参 事 | 特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務を総括整理する。 |
| 副 参 事     | 特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務を整理する。   |

別表第四第五号の表中

|      |                   |
|------|-------------------|
| 室長補佐 | 室長を補佐し、室の事務を整理する。 |
|------|-------------------|

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 総括副参事 | 特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務を総括整理する。 |
|-------|--------------------------------------|

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 副参事 | 特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務を整理する。 |
|-----|------------------------------------|

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 総括主幹 | 特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務に従事する。 |
|------|------------------------------------|

に を

改める。

別表第五児童福祉司の項中「第十一条第二項」を「第十三条第三項」に改める。  
別表第六青森県固定資産評価審議会の項中「税務課」を「市町村振興課」に改め、同項の次に次のように加える。

|              |  |     |           |      |    |       |        |
|--------------|--|-----|-----------|------|----|-------|--------|
| 青森県個人情報保護審査会 | 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事のお諮問に応じ、県における同法第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議すること。 | 委員長 | 学識経験者を有する | 五人以内 | 二年 | 委員の互選 | 市町村振興課 |
|--------------|--|-----|-----------|------|----|-------|--------|

別表第六青森県石油コンビナート等防災本部の項の次に次のように加える。

|            |  |     |           |      |    |       |        |
|------------|--|-----|-----------|------|----|-------|--------|
| 青森県国民保護協議会 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十七条第二項の規定にかざり、知事の諮問に応じて県の区域に係る国民の保護のための措置に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議すること。 | 委員長 | 学識経験者を有する | 五人以内 | 二年 | 委員の互選 | 市町村振興課 |
|------------|--|-----|-----------|------|----|-------|--------|

する重要事項を審議すること。  
二 前号の重要事項に関するし、知事に意見を述べること。

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 措置に関する法律の規定による。 | 措置に関する法律の規定による。 |
|-----------------|-----------------|

別表第六青森県個人情報保護審査会の項及び青森県景観形成審議会の項を削り、同表青森県准看護師試験委員の項中「二十人」を「十五人」に改め、同表青森県地方薬事審議会の項中「第四条」を「第三条第一項」に改め、同表青森保健所結核診査協議会弘前保健所結核診査協議会八戸保健所結核診査協議会五所川原保健所結核診査協議会十三保健所結核診査協議会むつ保健所結核診査協議会の項中

|              |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 結核予防法の規定による。 | 結核予防法の規定による。 | 結核予防法の規定による。 | 結核予防法の規定による。 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|

を

|     |              |      |    |       |
|-----|--------------|------|----|-------|
| 委員長 | 結核予防法の規定による。 | 五人以内 | 二年 | 委員の互選 |
|-----|--------------|------|----|-------|

に改め、同表青森県障害者施策推進協議会の項中

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二十七条第二項の規定により次に掲げる事務をつかさどる。  
一 県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。  
二 県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

を

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二十四条第二項の規定により次に掲げる事務をつかさどる。  
一 県障害者計画に関し、障害者基本法第九条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。  
二 県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。  
三 県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

に改め、同表青森県

中小企業振興審議会の項を削り、同表青森県大規模小売店舗立地審議会の項中「経営振興課」を「経営支援課」に改め、同表青森県農村地域工業等導入促進対策審議会の項を削り、同表青森県むつ小川原開発審議会の項中「三十人」を「二十八人」に改め、同表青森県文化観光審議会の項を削り、同表青森県農政審議会の項中「二十五人」を「二十人」に改め、同表青森県国土利用計画審議会の項中「二十人」を「十五人」に改め、同表青森県都市計画審議会の項中「九人」を「八人」に、「二人以内」を「一人」に、

「 四 県議会の議員 六人以内 を 四 県議会の議員 三人以内 に改め、同項の次に次のように加える。」

|            |  |                 |           |       |    |       |       |
|------------|--|-----------------|-----------|-------|----|-------|-------|
| 青森県景観形成審議会 | 青森県景観条例(平成八年三月青森県条例第三号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。 | 会長<br>副会長<br>委員 | 学識経験を有する者 | 十一人以内 | 二年 | 委員の互選 | 都市計画課 |
|------------|--|-----------------|-----------|-------|----|-------|-------|

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第六青森県准看護師試験委員の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の青森県行政組織規則第九十三条に規定する青森県知的障害者更生相談所並びに改正前の青森県行政組織規則第二百二条に規定する北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所の平成十六年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、それぞれ青森県障害者相談センター及び西北地方農林水産事務所において所掌するものとする。

(青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部改正)

3 青森県通信印刷管理費経理事務管理規則(昭和六十一年四月青森県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「室並びに」を削る。

(青森県褒賞規則の一部改正)

4 青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)の一部を次のように改

正する。

第十条第二項中「特別対策局長」を削る。

(青森県車両保管庫使用規則の一部改正)

5 青森県車両保管庫使用規則(昭和五十九年九月青森県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「室並びに」を削る。

第一号様式及び第二号様式中「罫」を削る。

(青森県証明事務に関する規則の一部改正)

6 青森県証明事務に関する規則(昭和三十六年四月青森県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「室長名」を削る。

第九条第一項中「室長」を削る。

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭